

神奈川県監査委員報告第6号

監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり提出します。

平成30年3月23日

神奈川県議会議長	佐藤光殿
神奈川県知事	黒岩祐治殿
神奈川県教育委員会教育長	桐谷次郎殿
神奈川県公安委員会委員長	宮崎泰男殿

神奈川県監査委員	村上英嗣
同	高岡香
同	太田眞晴
同	森正明
同	大村博信

## 第1 監査の種別及び実施団体数

財政的援助団体等の監査を27団体について実施した。

## 第2 監査実施期間

平成29年11月1日から平成30年3月16日まで

## 第3 監査を実施した財政的援助団体等の範囲

- 1 県が補助金等の財政的援助を与えている団体
- 2 県が資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している団体（以下「出資団体」という。）
- 3 県が公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）

## 第4 監査の結果

平成28年度における財政的援助団体等の出納その他の事務の執行で、当該財政的援助、出資又は公の施設の管理業務に係るものについて監査した27団体のうち、7団体について11件の不適切事項、2件の要改善事項が認められた。

### 1 不適切事項又は要改善事項が認められた団体（7団体）

#### (1) 公益財団法人神奈川県栽培漁業協会

##### ア 監査実施日

平成30年3月16日（平成29年11月9日職員調査）

##### イ 事業の概要

水産動物の種苗の生産、放流及び放流効果に関する事業、栽培漁業に関する普及啓発事業などを行っている。

##### ウ 監査の対象

県は次のとおり出資しているので、平成28年度における出納その他の事務の執行を監査した。

##### 出資

基本財産	県の出資額	県の出資割合
円	円	%
611,170,000	488,468,000	79.9

##### エ 監査の結果

##### (不適切事項)

- 1 契約事務において、仔魚飼育棟飼育池(No.1)底掃除機用取付架台、エア管及び外周レールの交換工事（契約額1,858,680円）の契約の締結に当たり、財団法人神奈川県栽培漁業協会会計規程に基づき契約書を作成しなければならない事案であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。

2 庶務事務において、財団法人神奈川県栽培漁業協会職員給与規程に定める時間外勤務手当について、その算出基礎となる職員の1時間当たりの給与額を同規定の定めに反して計算したため、49件、523,011円を過大に支給していた。

(2) 一般社団法人神奈川県歯科医師会

ア 監査実施日

平成29年12月26日（平成29年10月24日職員調査）

イ 事業の概要

公衆衛生・歯科保健の研究と県民への普及啓発、歯科医学教育の研究・整備、歯科医師の研修、県民及び会員への広報活動などを行っている。

ウ 監査の対象

県は平成28年度において次の財政的援助を行ったので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

補助金

名称	補助額
	円
県民医療対策事業費補助金	217,000
保険医療機関等指導費補助金	1,074,000
障害者歯科診療推進事業費補助金	3,609,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金 (在宅歯科診療所設備整備事業)	99,839,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金 (歯科衛生士・歯科技工士人材養成確保事業)	1,479,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金 (歯科衛生士・歯科技工士人材養成確保事業(歯科技工士養成校設備整備費補助事業))	4,033,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金 (要介護者等歯科診療支援事業費補助)	9,128,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金 (かかりつけ歯科医普及定着推進事業費補助)	415,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金 (歯科衛生士復職支援事業費補助)	1,530,000
計	121,324,000

エ 監査の結果

(不適切事項)

補助金事務において、平成28年度神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金(歯科衛生士・歯科技工士人材養成確保事業(歯科技工士養成校設備整備費補

助事業) ) により取得した財産 1 件 (取得金額 5,378,184 円、うち補助金額 4,033,000 円) の譲渡に当たり、財産処分に係る知事の承認を受けていなかった。

(3) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構

ア 監査実施日

平成 29 年 11 月 9 日及び平成 30 年 3 月 9 日 (平成 29 年 10 月 3 日から同月 6 日まで及び平成 30 年 1 月 19 日職員調査)

イ 事業の概要

医療の提供、医療に関する調査及び研究、医療に関する技術者の研修、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) に規定する障害児入所施設の運営、災害時における医療救護などを行っている。

ウ 監査の対象

県は(ア)のとおり出資しており、また、平成 28 年度において(イ)から(エ)までの財政的援助を行ったので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

(ア) 出資

資本金	県の出資額	県の出資割合
円	円	%
13,556,701,044	13,556,701,044	100.0

(イ) 補助金

名称	補助額
	円
感染症指定医療機関運営事業費補助金 (足柄上病院)	5,970,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金 (新人看護職員職場内研修事業費補助事業) (足柄上病院)	422,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金 (帝王切開術対応医師確保事業) (足柄上病院)	250,000
神奈川県専門医認定支援事業費補助金 (足柄上病院)	758,000
神奈川県災害時医療救護体制活動費補助金 (足柄上病院)	16,000
神奈川県新型インフルエンザ等対策医療機器整備費補助金 (足柄上病院)	1,509,000
神奈川県周産期救急医療事業費補助金 (患者受入事業) (こども医療センター)	17,809,000
神奈川県周産期救急医療事業費補助金 (日中一時支援事業) (こども医療センター)	1,954,000

神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（新人看護職員職場内研修事業費補助事業）（こども医療センター）	1,503,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（帝王切開術対応医師確保事業）（こども医療センター）	250,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（在宅医療等看護実習施設受入拡充事業費補助）（こども医療センター）	198,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（新人看護職員職場内研修事業費補助事業）（精神医療センター）	637,000
がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金（がんセンター）	17,514,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（新人看護職員職場内研修事業費補助事業）（がんセンター）	637,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（がん診療口腔ケア推進事業）（がんセンター）	117,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（新人看護職員職場内研修事業費補助事業）（循環器呼吸器病センター）	422,000
計	49,966,000

(ウ) 負担金

名称	負担額
運営費負担金	円 11,063,793,194

(エ) 貸付金

名称	前年度末残高	平成 28 年度		年度末残高
		貸付額	償還額	
移行前地方債償還債務	円 17,775,635,411	円 0	円 1,246,365,980	円 16,529,269,431
地方独立行政法人神奈川県立病院機構貸付金	28,301,750,000	1,415,000,000	1,598,500,000	28,118,250,000
計	46,077,385,411	1,415,000,000	2,844,865,980	44,647,519,431

エ 監査の結果

(不適切事項)

1 契約事務において、次のとおり誤りがあった。

- (1) 神奈川県立足柄上病院が締結した産業廃棄物の運搬業務及び処分業務に係る委託契約 2 件（単価契約、支出総額 768,960 円）について、契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に定める必要な事項の一部を記載

していなかった。

(2) 神奈川県立循環器呼吸器病センターが締結した産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の運搬業務及び処分業務に係る委託契約3件（単価契約、支出総額8,952,056円）について、契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に定める必要な事項の一部を記載していなかった。

2 契約事務において、神奈川県立循環器呼吸器病センターが借り上げる看護師宿舍について、平成28年度に借り上げていた31室のうち、6か月以上の長期にわたり空室が生じていたにもかかわらず賃貸借契約を中途解約していなかったものが4室あり、これらの空室期間延べ45か月分に係る賃借料等2,571,000円を支払っていた。

3 庶務事務において、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程に定める住居手当について、神奈川県立精神医療センター職員1名に対する支給終了時期の認定を誤ったため、1件、28,500円を過大に支給していた。

(4) 社会福祉法人かながわ共同会

ア 監査実施日

平成29年11月21日（平成29年10月16日から同月19日まで職員調査）

イ 事業の概要

指定管理者として、津久井やまゆり園、秦野精華園、愛名やまゆり園及び厚木精華園の管理業務を行っている。

ウ 監査の対象

県は平成28年度において次の施設の管理を行わせているので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

指定管理者による管理業務

指定管理施設名	指定管理料等	
		円
津久井やまゆり園	指定管理料	374,024,000
	利用料金収入等	660,993,134
秦野精華園	指定管理料	201,760,000
	利用料金収入等	498,726,868
愛名やまゆり園	指定管理料	263,399,000
	利用料金収入等	714,847,613
厚木精華園	指定管理料	188,532,000
	利用料金収入等	600,373,568
計	指定管理料	1,027,715,000
	利用料金収入等	2,474,941,183

エ 監査の結果

(不適切事項)

津久井やまゆり園ほか3施設に係る指定管理業務において、各施設で個人情報を扱っているにもかかわらず、各施設の管理に関する基本協定書の個人情報保護に関する別記事項で定められた個人情報の取扱いに係る県への届出を行っていなかった。

また、愛名やまゆり園ほか1施設において、個人情報を取り扱う診療報酬請求業務2件(単価契約、支払総額 1,592,334 円)について、書面による事前の承認を得ることなく第三者に委託していた。

(5) 公益財団法人神奈川産業振興センター

ア 監査実施日

平成 29 年 11 月 1 日 (平成 29 年 9 月 26 日から同月 28 日まで職員調査)

イ 事業の概要

中小企業者等の経営に関する相談及び助言に関する事業、県内産業に関する情報の収集、分析、提供等に関する事業、中小企業者等の経営安定及び経営改善の支援に関する事業などを行っている。

ウ 監査の対象

県は(ア)のとおり出資しており、また、平成 28 年度において(イ)から(オ)までの財政的援助を行ったので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

(ア) 出資

出資金	県の出資額	県の出資割合
円	円	%
300,000,000	300,000,000	100.0

(イ) 補助金

名称	補助額
	円
神奈川産業振興センター事業費補助金	394,123,000
神奈川産業振興センター国際ビジネス支援事業費補助金	78,126,509
中小企業制度融資事業費補助金	638,466,348
産業集積促進融資事業費補助金	58,215,379
産業立地促進融資事業費補助金	7,600,876
小規模企業者等設備貸与事業費補助金	31,779,000

小規模企業者等設備貸与資金事業費補助金	6,140,953
小規模企業者等設備資金貸付事業費補助金	17,195,283
計	1,231,647,348

(ウ) 負担金

名称	負担金
	円
神奈川中小企業センター施設整備改修費	535,774
神奈川中小企業センター修繕費用に係る神奈川県分負担金 (長期修繕工事費用)	15,958,437
中小企業経営・技術総合支援推進費の一部	2,102,433
計	18,596,644

(エ) 貸付金

名称	年度末残高
	円
小規模企業者等設備貸与事業 (平成 26 年度まで)	366,220,543
小規模企業者等設備資金貸付事業	2,662,222,209
小規模企業者等設備貸与事業 (平成 27 年度から)	1,420,920,000
計	4,449,362,752

(オ) 損失補償

名称	補償限度額
	円
小規模企業者等設備貸与事業に係る損失補償 (平成 26 年度まで)	1,478,400,000
小規模企業者等設備貸与事業に係る損失補償 (平成 27 年度から)	200,000,000
県融資制度支援事業に係る損失補償	99,754,685,000
計	101,433,085,000

エ 監査の結果

(不適切事項)

支出事務において、大連事務所の駐在員 1 名に対する平成 28 年 6 月分の海外駐在手当及び海外住宅手当 1 件、444,492 円の支出に当たり、振込書類への記載額を

44,492 円と誤ったため、支払額が 400,000 円過少となり、不足額を追加で支払った結果、本来不要であった振込手数料 324 円を負担していた。

(6) 公益財団法人神奈川県公園協会

ア 監査実施日

平成 29 年 11 月 20 日（平成 29 年 10 月 16 日から同月 18 日まで職員調査）

イ 事業の概要

指定管理者として、秦野戸川公園、茅ヶ崎里山公園、境川遊水地公園、七沢森林公園、座間谷戸山公園、津久井湖城山公園及び山岳スポーツセンターの管理業務を行っている。

ウ 監査の対象

県は平成 28 年度において次の施設の管理を行わせているので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

指定管理者による管理業務

指定管理施設名	指定管理料等
	円
秦野戸川公園	指定管理料 93,461,000
	利用料金収入等 24,385,241
茅ヶ崎里山公園	指定管理料 113,600,000
	駐車場収入等 14,859,462
境川遊水地公園	指定管理料 82,244,000
	その他収入 980,605
七沢森林公園	指定管理料 70,400,000
	駐車場収入等 5,089,843
座間谷戸山公園	指定管理料 65,355,000
	その他収入 2,548,531
津久井湖城山公園	指定管理料 145,920,000
	その他収入 844,590
山岳スポーツセンター	指定管理料 9,339,000
	利用料金収入 6,529,692
計	指定管理料 580,319,000
	利用料金収入等 55,237,964

エ 監査の結果

(不適切事項)

- 1 収入事務において、秦野戸川公園の少年野球場及び多目的グラウンドに係る利用料金額及び減免基準について、指定管理者に指定された期間ごとに県の承認を得るべきところ、前期（平成 21 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）に承認され

た利用料金額及び減免基準を適用しており、今期（平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで）の利用料金額及び減免基準について承認を得ていなかった。

- 2 契約事務において、境川遊水地公園の植物管理業務に係る委託契約（当初契約金額 5,987,520 円）の変更に当たり、第 1 回変更においては税額 200 円の収入印紙を、第 2 回変更においては税額 1 万円の収入印紙を、それぞれ契約当事者双方の保有する契約書に貼付すべきところ、いずれの契約書にもこれを貼付していなかった。（要改善事項）

「秦野戸川公園及び山岳スポーツセンターの有料施設に係る利用料金についての広報媒体による周知の件」

秦野戸川公園及び山岳スポーツセンターの有料施設に係る利用料金について、減免基準とその運用に係る手続が広報媒体により周知されていなかった。

秦野戸川公園は神奈川県都市公園条例により、山岳スポーツセンターは神奈川県立山岳スポーツセンター条例により、それぞれ設置された公の施設であり、指定管理者制度が導入されている。秦野戸川公園の有料施設である少年野球場及び多目的グラウンド並びに山岳スポーツセンターの有料施設である宿泊室、研修・トレーニング室及び屋外クライミングウォールについて、両条例は指定管理者が利用者から利用料金を徴することを定めており、また、指定管理者が知事の承認を得て利用料金の金額を定めるとともに、これを減免することができることを定めている。

秦野戸川公園及び山岳スポーツセンターの指定管理者である公益財団法人神奈川県公園協会は、両条例に基づき体育・文化行事等を対象とする減免基準を定め、利用者から使用料減額（免除）申請書を徴する等の手続によりこれを運用していた。

しかしながら、減免基準と減免手続については、秦野戸川公園及び山岳スポーツセンターの案内パンフレット、ホームページ等のいずれの広報媒体によっても周知されておらず、利用者は申込時の受付担当者による説明によってこれを知り得るのみであった。その結果、案内パンフレット等を参照して減免措置がないものと誤認し、あるいは減免基準についての説明を十分理解できずに、減免対象であるにもかかわらず減免を受けられずに利用する可能性があり、そのため利用者間で減免基準の運用に公平性を欠くおそれがあるほか、利用料金がより低廉な他の施設を選択する者があることも想定される。

したがって、秦野戸川公園及び山岳スポーツセンターの減免基準を適正に運用して公平性を確保するとともに、両施設の利用を促進するために、減免基準及び減免手続をパンフレット、ホームページ等の広報媒体により周知するとともに、受付担当者の対応マニュアルを整備して研修等により周知徹底を図るよう、現行の取扱いを改善する必要がある。

## (7) 一般社団法人かながわ土地建物保全協会

### ア 監査実施日

平成 29 年 11 月 15 日（平成 29 年 10 月 4 日から同月 6 日まで職員調査）

### イ 事業の概要

指定管理者として、神奈川県県営住宅及び神奈川県借上公共賃貸住宅（横浜・川崎等地域及び相模原地域）の管理業務を行っている。

## ウ 監査の対象

県は平成 28 年度において次の施設の管理を行わせているので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

指定管理者による管理業務

指定管理施設名	指定管理料
神奈川県県営住宅及び神奈川県借上公共賃貸住宅（横浜・川崎等地域）	円 2,775,480,796
神奈川県県営住宅及び神奈川県借上公共賃貸住宅（相模原地域）	323,610,547
計	3,099,091,343

## エ 監査の結果

(要改善事項)

「神奈川県県営住宅及び借上公共賃貸住宅の利用者満足度調査の件」

県営住宅の指定管理者である一般社団法人かながわ土地建物保全協会（以下「土地建物保全協会」という。）は、「神奈川県県営住宅及び借上公共賃貸住宅（横浜・川崎等地域）の管理に関する基本協定書」第 43 条及び「神奈川県県営住宅及び借上公共賃貸住宅（相模原地域）の管理に関する基本協定書」第 43 条に基づき、利用者満足度調査を実施したが、調査手法が適切でなかったため、入居者の平成 28 年度の満足度を正確に反映していないおそれがある調査結果となっていた。

県では、指定管理者による管理運営状況に対するモニタリング（監視）の一つとして、指定管理者が毎年度実施する利用者満足度調査により、利用者の満足度や要望等を確認することとしている。この調査結果は、指定管理者が利用者サービスを向上させ、県が指定管理業務に係る評価と指導を行うための基礎資料となる。

また、土地建物保全協会は、ホームページに利用者満足度調査結果を登載し、調査結果を踏まえて、今後のサービス水準の更なる向上を目指すために必要な課題を整理し、管理業務に取り組むとしている。

土地建物保全協会は、利用者満足度調査として、県営住宅入居者のうち、平成 28 年 4 月 1 日以降において各種申請手続を行った世帯（以下「申請手続世帯」という。）及び小口修繕工事申込を行った世帯（以下「工事申込世帯」という。）から調査対象世帯を抽出し、申請手続世帯に対する設問と工事申込世帯に対する設問を区別して、無記名によるアンケート調査を実施した。

アンケート調査に当たっては、全ての質問と回答欄を記載した同一の調査票を使用しており、回収したアンケートをみると、全ての質問に回答していたものが少なくなかった。

こうした回答の中には、申請手続世帯が誤って工事申込世帯を対象とする設問に回答した可能性や工事申込世帯が誤って申請手続世帯を対象とする設問に回答した可能性のあるものがあり、更には調査対象とした平成 28 年 4 月以降のものではなく、過去の各種申請手続や小口修繕工事申込に対して回答した可能性のあるものがある。しかし、申請手続世帯と工事申込世帯のどちらの回答であるかを判別するな

どの対策を講じていなかったため、明らかに集計すべきではない回答が含まれている可能性が否定できないにもかかわらず、これを判別し、除外することができない状態となっていた。そのため、入居者の平成 28 年度の利用者満足度を正確に反映していないおそれがある調査結果となっていた。

したがって、今後、利用者満足度調査を実施するに当たっては、集計すべきではない回答を集計することを防ぐため、これを判別し、除外することができるよう、アンケートの送付や回答などの実施方法について見直しを行い、各設問の回答が対象としている回答者からのものであることなどを担保できる調査手法に改善する必要がある。

## 2 不適切事項及び要改善事項が認められなかった団体（20 団体）

### (1) 公益財団法人神奈川芸術文化財団

#### ア 監査実施日

平成 29 年 11 月 13 日（平成 29 年 10 月 11 日及び同月 12 日職員調査）

#### イ 事業の概要

芸術文化の創造、振興、鑑賞普及及びそのための施設の運営、芸術文化に関する情報の収集提供、調査研究及び人材育成等を行うとともに、指定管理者として、神奈川県立県民ホール（本館）、神奈川県立県民ホール（神奈川芸術劇場）及び神奈川県立音楽堂の管理業務を行っている。

#### ウ 監査の対象

県は(ア)のとおり出資しており、また、平成 28 年度において(イ)の施設の管理を行わせているので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

#### (ア) 出資

出資金	県の出資額	県の出資割合
円	円	%
600,000,000	600,000,000	100.0

#### (イ) 指定管理者による管理業務

指定管理施設名	指定管理料等	
		円
神奈川県立県民ホール（本館）	指定管理料	617,303,000
	利用料金収入等	461,175,530
神奈川県立県民ホール（神奈川芸術劇場）	指定管理料	600,363,000
	利用料金収入等	476,245,739
神奈川県立音楽堂	指定管理料	181,334,000
	利用料金収入等	93,952,860
計	指定管理料	1,399,000,000
	利用料金収入等	1,031,374,129

エ 監査の結果

出資等に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(2) 公益社団法人青年海外協力協会

ア 監査実施日

平成 29 年 12 月 6 日（平成 29 年 11 月 8 日及び同月 9 日職員調査）

イ 事業の概要

指定管理者として、神奈川県立地球市民かながわプラザの管理業務を行っている。

ウ 監査の対象

県は平成 28 年度において次の施設の管理を行わせているので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

指定管理者による管理業務

指定管理施設名	指定管理料等
神奈川県立地球市民かながわプラザ	指定管理料 246,860,000
	利用料金収入等 33,415,979

エ 監査の結果

指定管理業務に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(3) 公益財団法人神奈川県専修学校各種学校退職基金財団

ア 監査実施日

平成 29 年 12 月 1 日（平成 29 年 11 月 7 日職員調査）

イ 事業の概要

神奈川県内に専修学校又は各種学校を設置している者に対し、教職員等の退職手当に係る資金の給付事業などを行っている。

ウ 監査の対象

県は平成 28 年度において次の財政的援助を行ったので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

補助金

名称	補助額
神奈川県私学教職員退職基金財団補助金	66,266,388

エ 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(4) 公益財団法人地球環境戦略研究機関

ア 監査実施日

平成 29 年 11 月 1 日 (平成 29 年 9 月 25 日職員調査)

イ 事業の概要

地球規模、特にアジア・太平洋地域の持続可能な開発の実現を図るため、統合的戦略研究計画に基づく研究などの事業を実施している。

ウ 監査の対象

県は(ア)のとおり出資しており、また、平成 28 年度において(イ)の財政的援助を行ったので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

(ア) 出資

基本財産及び戦略研究基金	県の出資額	県の出資割合
円	円	%
250,000,000	250,000,000	100.0

(イ) 補助金

名称	補助額
	円
公益財団法人地球環境戦略研究機関補助金	86,455,000

エ 監査の結果

出資等に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(5) 公益財団法人かながわトラストみどり財団

ア 監査実施日

平成 29 年 11 月 13 日 (平成 29 年 9 月 28 日職員調査)

イ 事業の概要

かながわのみどりの保全・創造に関する普及啓発及び緑の募金の推進、県民との協働による身近な緑地の保全、森林の整備及び地域の緑化の推進などを実施している。

ウ 監査の対象

県は(ア)のとおり出資しており、また、平成 28 年度において(イ)の財政的援助を行ったので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

(ア) 出資

基本財産	県の出資額	県の出資割合
円	円	%
332,000,000	300,000,000	90.4

(イ) 補助金

名称	補助額
	円
トラスト運動推進事業費補助金	72,009,000
県民参加森林づくり活動支援事業補助金(団体)	68,064,000
計	140,073,000

エ 監査の結果

出資等に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(6) 一般社団法人神奈川県農業会議

ア 監査実施日

平成29年11月8日(平成29年10月11日職員調査)

イ 事業の概要

農業委員会の連絡調整、農業委員等に対する講習及び研修その他の農業委員会に対する支援、農地に関する情報の収集、整理及び提供、農業の担い手・就農支援、農業一般に関する調査及び情報の提供、農地法その他の法令により行うものとされている業務などを行っている。

ウ 監査の対象

県は平成28年度において次の財政的援助を行ったので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

補助金

名称	補助額
	円
神奈川県農業会議事業推進費補助金	58,767,000

エ 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(7) 一般社団法人神奈川県畜産会

ア 監査実施日

平成29年12月13日(平成29年10月27日職員調査)

イ 事業の概要

畜産経営の改善、畜産技術及び家畜衛生技術の改善向上並びに畜産物の品質向上のための指導及び検査を行っている。

ウ 監査の対象

県は(ア)のとおり出資しており、また、平成 28 年度において(イ)の財政的援助を行ったので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

(ア) 出資

出資金	県の出資額	県の出資割合
円	円	%
218,610,000	68,125,000	31.2

(イ) 補助金

名称	補助額
	円
畜産環境機械整備事業補助金	558,680
養鶏価格安定基金制度活用支援事業補助金	4,042,995
計	4,601,675

エ 監査の結果

出資等に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(8) 神奈川県漁業信用基金協会（現：全国漁業信用基金協会神奈川支所）

ア 監査実施日

平成 29 年 12 月 28 日（平成 29 年 11 月 7 日職員調査）

イ 事業の概要

中小漁業者等が資金の借入れをすることにより金融機関に対して負担する債務の保証などを行っている。

ウ 監査の対象

県は次のとおり出資しているので、平成 28 年度における出納その他の事務の執行を監査した。

出資

出資金	県の出資額	県の出資割合
円	円	%
925,900,000	509,150,000	55.0

エ 監査の結果

出資に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(9) 日本赤十字社神奈川県支部

ア 監査実施日

平成 29 年 11 月 16 日 (平成 29 年 10 月 25 日職員調査)

イ 事業の概要

医療救護や救援物資の備蓄・配分、血液製剤の供給、義援金の受付・配分その他災害救護に必要な業務等の災害救護活動などを行うとともに、指定管理者として、神奈川県ライトセンターの管理業務を行っている。

ウ 監査の対象

県は平成 28 年度において(ア)の財政的援助を行っており、また、(イ)の施設の管理を行わせているので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

(ア) 補助金

名称	補助額
	円
病院建設借入金償還補助金 (秦野赤十字病院)	200,789,860
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金 (院内保育事業運営費補助事業) (秦野赤十字病院)	962,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金 (新人看護職員職場内研修事業費補助事業) (秦野赤十字病院)	694,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金 (在宅医療等看護実習施設受入拡充事業費補助事業) (秦野赤十字病院)	380,000
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金 (新人看護職員職場内研修事業費補助事業) (相模原赤十字病院)	422,000
神奈川県災害時医療救護体制活動費補助金 (相模原赤十字病院)	30,000
計	203,277,860

(イ) 指定管理者による管理業務

指定管理施設名	指定管理料
	円
神奈川県ライトセンター	289,990,000

エ 監査の結果

補助金等に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(10) 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

ア 監査実施日

平成 29 年 11 月 6 日 (平成 29 年 9 月 25 日から同月 27 日まで職員調査)

イ 事業の概要

神奈川県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とし、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施などを行っている。

ウ 監査の対象

県は平成 28 年度において(ア)及び(イ)の財政的援助を行ったので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

(ア) 補助金

名称	補助額
	円
神奈川県社会福祉協議会運営費補助金	238,580,000
かながわボランティアセンター事業費補助金	2,160,000
権利擁護相談事業費補助金	8,565,000
福祉サービス利用援助事業費補助金	135,145,000
生活福祉資金貸付償還金利子補給費補助金	49,445
福祉サービス苦情解決事業費補助金	25,100,000
福祉サービス第三者評価推進事業費補助金	10,775,000
神奈川県介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金（国庫）	1,433,022,000
神奈川県介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金（県単）	8,145,000
保育対策総合支援事業費補助金	297,433,000
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金	119,466,100
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業費補助金	331,362,200
生活福祉資金貸付事業費補助金	56,261,000
計	2,666,063,745

(イ) 損失補償

名称	補償限度額
	円
社会福祉事業振興資金の損失補償限度額	4,528,166,438

エ 監査の結果

補助金等に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(11) 社会福祉法人つちや社会福祉会

ア 監査実施日

平成 29 年 12 月 6 日（平成 29 年 11 月 15 日職員調査）

イ 事業の概要

特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人短期入所事業及び老人デイサービスセンターの経営並びに生計困難者に対する相談支援事業を行っている。

ウ 監査の対象

県は平成 28 年度において次の財政的援助を行ったので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

補助金

名称	補助額
	円
軽費老人ホームサービス提供費補助金	57,589,240
民間老人福祉施設運営費補助金	5,615,706
老人福祉施設施設整備事業補助金	118,320,000
計	181,524,946

エ 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(12) 社会福祉法人長寿会

ア 監査実施日

平成 29 年 12 月 1 日（平成 29 年 10 月 25 日職員調査）

イ 事業の概要

特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人短期入所事業、老人デイサービスセンター、認知症対応型老人共同生活援助事業の経営などを行っている。

ウ 監査の対象

県は平成 28 年度において次の財政的援助を行ったので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

補助金

名称	補助額
	円
軽費老人ホームサービス提供費補助金	59,545,160
民間老人福祉施設運営費補助金	5,184,490
民間老人福祉施設整備借入償還金補助金	27,895,620
計	92,625,270

エ 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(13) 神奈川県中小企業団体中央会

ア 監査実施日

平成 30 年 1 月 18 日（平成 29 年 10 月 30 日職員調査）

イ 事業の概要

中小企業団体の組織に関する全ての法律に基づく各種中小企業団体、中小企業に関係する財団法人及び社団法人その他中小企業に関係する法人及び任意団体並びに個々の企業体の組織、事業及び経営の指導などの事業を行っている。

ウ 監査の対象

県は平成 28 年度において次の財政的援助を行ったので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

補助金

名称	補助額
	円
中小企業団体中央会補助金	248,263,000

エ 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(14) 神奈川県商工会議所連合会

ア 監査実施日

平成 30 年 3 月 15 日（平成 29 年 10 月 12 日職員調査）

イ 事業の概要

県内商工会議所の事業に関し関係官公庁、日本商工会議所及び諸団体との連絡調整を行うことに関する事業並びに商工業の経営及び技術の改善その他商工業の振興発展に関する事業などを行っている。

ウ 監査の対象

県は平成 28 年度において次の財政的援助を行ったので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

補助金

名称	補助額
	円
商工会・商工会議所地域振興事業費補助金	100,843,000

エ 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(15) 一般社団法人神奈川県バス協会

ア 監査実施日

平成 29 年 11 月 13 日 (平成 29 年 10 月 20 日職員調査)

イ 事業の概要

バス事業の調査研究、統計作成及び知識の普及、バス事業の輸送の安全及び環境の保全に関する事業、バス利用者の利便の増進を図るための事業などを行っている。

ウ 監査の対象

県は平成 28 年度において次の財政的援助を行ったので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

交付金

名称	交付額
	円
運輸事業振興助成交付金	81,522,000

エ 監査の結果

交付金に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(16) 神奈川県信用保証協会

ア 監査実施日

平成 29 年 11 月 8 日 (平成 29 年 10 月 17 日職員調査)

イ 事業の概要

中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付け又は手形の割引を受けること等により、金融機関に対して負担する債務の保証などを行っている。

ウ 監査の対象

県は平成 28 年度において次の財政的援助を行ったので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

補助金

名称	補助額
	円
神奈川県信用保証協会補助金	638,052,156

エ 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(17) 一般財団法人あしがら勤労者いこいの村

ア 監査実施日

平成 29 年 12 月 11 日（平成 29 年 11 月 15 日職員調査）

イ 事業の概要

勤労者等の健康の増進と自己啓発を図るため、宿泊施設及び付帯施設の管理運営事業などを実施している。

ウ 監査の対象

県は次のとおり出資しているので、平成 28 年度における出納その他の事務の執行を監査した。

出資

基本財産	県の出資額	県の出資割合
円	円	%
10,000,000	4,000,000	40.0

エ 監査の結果

出資に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(18) 一般財団法人神奈川県教育福祉振興会

ア 監査実施日

平成 30 年 2 月 7 日（平成 29 年 10 月 30 日職員調査）

イ 事業の概要

神奈川県内の市町村立小学校、中学校、特別支援学校等の教職員その他の教育関係者の福祉の増進を図るほか、県民の教育文化、スポーツ活動等を支援し、もって神奈川県における教育文化の振興に寄与することを目的とし、市町村立の小中学校等の教職員等の相互扶助及び福利厚生増進、県民の教育、文化、スポーツ活動等の振興などを行っている。

ウ 監査の対象

県は次のとおり出資しているので、平成 28 年度における出納その他の事務の執行を監査した。

出資

出資金	県の出資額	県の出資割合
円	円	%
200,000,000	50,000,000	25.0

エ 監査の結果

出資に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(19) 公立学校共済組合神奈川支部

ア 監査実施日

平成 30 年 1 月 29 日（平成 29 年 11 月 9 日職員調査）

イ 事業の概要

公立学校共済組合員の相互救済による給付事業及び福祉事業を行っている。

ウ 監査の対象

県は平成 28 年度において次の財政的援助を行ったので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

補助金

名称	補助額
	円
公立学校共済組合福利厚生事業費補助金	221,919,216

エ 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(20) 公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター

ア 監査実施日

平成 29 年 11 月 6 日（平成 29 年 9 月 28 日職員調査）

イ 事業の概要

暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動や、暴力団員による不当な行為の予防に関する個人又は法人その他の団体の活動の支援などを行っている。

ウ 監査の対象

県は(ア)のとおり出資しており、また、平成 28 年度において(イ)の財政的援助を行ったので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

(7) 出資

基本財産	県の出資額	県の出資割合
円	円	%
500,000,000	250,000,000	50.0

(イ) 補助金

名称	補助額
	円
(公財) 神奈川県暴力追放推進センター補助金	10,142,000

エ 監査の結果

出資等に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。